

震度情報ネットワークシステム保守点検に係る入札説明書

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県危機管理防災局

災害対策課

電話番号 099-286-2312（直通）

F A X 099-286-5519

1 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
震度情報ネットワークシステム保守点検
- (2) 役務の特質等
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）
- (4) 履行場所
別添仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、「システム開発業務」及び「コンピューター関連保守業務」の入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 九州内に本店、支店その他の営業所を有する者であること。
- (3) 過去5箇年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間に震度情報ネットワークシステムの保守に関する契約を締結し、履行した者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(7) 提出方法

ア 電子入札の場合

入札に参加しようとする者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月23日（月）午後5時15分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が1MBを超

える場合は、入札参加資格申請書を(8)の場所に持参し、または郵便若しくは民間事業者による新書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること。

イ 紙入札の場合

入札に参加しようとする者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月23日（月）午後5時15分までに(8)の提出場所に持参し、または郵便若しくは信書便により送付すること。

(8) 提出場所

鹿児島県危機管理防災局災害対策課
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

(9) 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、令和8年3月25日（水）までに書面又は電話により通知する。

(10) 提出書類に関する説明

提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(11) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

3 設計図書等の閲覧

本業務に係る設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月25日（水）までのそれぞれの日（ただし、CD-R閲覧にあつては、県の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）とする。

(2) 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）及び県のホームページにて閲覧するものとする。なお、やむを得ない事情がある場合は、事前連絡によりCD-R閲覧が可能。（問い合わせ先は、11に同じ。）

4 入札の方法等

(1) 入札の受付期間

ア 電子入札の場合

令和8年3月26日（木）午前8時30分から同年3月27日（金）午前10時00分

イ 紙入札の場合

令和8年3月27日（金）午前9時45分から同日午前10時00分

(2) 入札書の記載

ア 入札金額は、1で示す履行期間中の代金を記入すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月27日（金）午前11時15分

イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎6階 危機管理防災局災害対策本部控室

5 入札保証金に関する事項

令和8年3月27日（金）午前9時30分までに見積もる契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書した手形、郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書（差出人が受取人を指定しないものに限る）でも可）を納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除されるが、(2)に掲げる書面提出により入札保証金の免除を受けようとする者は、令和8年3月23日（月）午後5時15分までに事前審査を受けること。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）。なお、次の各号に掲げる者が一般競争入札に参加しようとする場合は、入札参加資格審査の際に提出された書面をもって上記書面の提出があったとみなし、入札保証金の納付が免除される。

(ア) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示1481号）に基づく入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

6 契約保証金

鹿児島県契約規則第33条第9号により免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89条）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送（電子入札を除く。）による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他の入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定方法

開札後、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定し、その旨を電子入札システムで、紙の入札者には、落札決定通知書により通知する。

この場合において、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

名 称	鹿児島県危機管理防災局災害対策課
郵便番号	890-8577
所 在 地	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号	099-286-2312
FAX番号	099-286-5519

12 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い、書面（別紙「質疑書」）により提出すること。

ア 提出期限

令和8年3月7日（土）から令和8年3月18日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出場所

11に同じ。

ウ 提出方法

イの場所に持参、郵送又は信書便、若しくは電子入札システムの「質問回答機能（添付資料追加）」により送付することとし、ファックス、電子入札システムの「質問回答機能」以外の伝送による提出は認めない。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年3月23日（月）までに閲覧を開始し、同年3月25日（水）までのそれぞれの日（ただし、CD-R閲覧にあつては、県の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）とする。

イ 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）及び県のホームページにて閲覧するものとする。なお、やむを得ない事情がある場合は、事前連絡によりC

D－R閲覧が可能。（問い合わせ先は、11に同じ。）

13 その他

(1) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求

鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開することになるので、理解の上、入札へ参加すること。

(2) この入札は、令和8年度予算が成立しないときは実施しない。

(3) この入札に係る契約は、令和8年4月1日に確定する。

樣 式 等

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書
- 2 履行証明願
- 3 質疑書
- 4 入札書
- 5 委任状
- 6 入札保証金納付書，入札保証金領収書
- 7 入札保証金還付請求書
- 8 業務委託契約書（案）

危機管理防災局災害対策課

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所
商号・名称
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

震度情報ネットワークシステム保守点検に係る入札参加資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、下記 1 に掲げる入札参加資格要件をすべて満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示 1481 号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、「システム開発業務」及び「コンピューター関連保守業務」の入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 九州内に本店、支店その他の営業所を有する者であること。
- (3) 過去 5 箇年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との間に震度情報ネットワークシステムの保守に関する契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 15 年鹿児島県告示第 416 号）第 3 条又は第 4 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(注) (6) 中の「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
- ② 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

2 添付書類

- (1) 入札参加資格審査の結果に係る通知書の写し
- (2) 上記 1 (3) を証する書面

履行証明願

令和 年 月 日

様

申請者

商号又は名称

代表者職氏名

鹿児島県が行う震度情報ネットワークシステム保守点検の入札に必要であるため、下記の業務を当社が履行したことを証明願います。

記

業務名

契約金額 円（うち消費税相当額 円）

契約日 年 月 日

履行期間 年 月 日～ 年 月 日

履行場所

内容

証 明 書

様

上記の契約を貴社が履行したことを証明する。

令和 年 月 日

履行証明者名称

印

入 札 書

一 金

円也

入札事項

震度情報ネットワークシステム保守点検

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

契約担当者 鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所

氏 名

代理人住所

氏名

□

(注) 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記入札金額の100分の110に相当する金額で落札決定通知 □

委任状

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

所在地
商号名称
代表者名

印

鹿児島県との取引において、代理人を定め下記事項を委任する。

記

〈受任者〉

住所

氏名

受任者印

〈委任事項〉

震度情報ネットワークシステム保守点検の入札及び見積に関すること

入札保証金納付書

第 号

一金

ただし、「震度情報ネットワークシステム保守点検」に係る入札保証金

現金
その他 証 券 名
記号番号
額面金額

上記のとおり納付します。

令和 年 月 日

契約担当者 塩田 康一 殿

納入者 住所
氏名 印

歳入徴収者		出納員等	
-------	--	------	--

入札保証金領収書

第 号

一金

ただし、「震度情報ネットワークシステム保守点検」に係る入札保証金

現金
その他 証 券 名

記号番号
額面金額

上記のとおり受領しました。

令和 年 月 日

出納員等 鹿児島県危機管理課
収入出納員

印

取扱者 鹿児島県危機管理課

印

殿

入 札 保 証 金 還 付 請 求 書 第 号

一 金	円
-----	---

ただし，震度情報ネットワークシステム保守点検に係る入札保証金

現 金
その他 証 券 名
記名番号
額面金額

上記の入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

契約担当者

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所
氏名

印

上記のとおり領収しました。

令和 年 月 日

鹿児島県危機管理防災局危機管理課
収入出納員 殿

住 所
氏 名

印

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の目的 震度情報ネットワークシステム保守点検
- 2 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 業 務 委 託 料 一金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 円)

4 契約保証金

上記の委託業務について、委託者鹿児島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により 委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別冊の仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期間に、委託業務を完了しなければならない。

- 2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（履行期間の延長）

第5条 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその理由を付して、甲に対して履行期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（事情変更による業務委託料の変更）

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して業務委託料の額を変更することができる。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責

めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務を終了したときは、遅滞なく、甲に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務終了届を受理したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、前条第5項の引渡しの日から起算して2箇月以内に判明した目的物の契約不適合を甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払)

第10条 乙は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、甲に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(業務遅延に対する遅延利息)

第11条 乙がその責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期間の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年2.5パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第12条 甲がその責めに帰すべき理由により第10条第2項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

(1) 履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体において代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、業務委託料の額の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その一部完了額を支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。

（秘密の保護）

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事 項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（委託業務の調査等）

第 15 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（契約に関する紛争等の解決）

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県

契約担当者 鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号

鹿児島県知事 塩田 康一 

乙 住 所

氏 名 印